

八幡原工業用水の使用の手引き

令和2年 7月28日

山形県企業局置賜電気水道事務所

目 次

I	総 則		
	I-1	供給条件を定める規程等	2
	I-2	用語の定義	2
	I-3	給水区域	2
	I-4	給水対象	2
	I-5	給水の原則	3
	I-6	水質及び水圧	3
II	工業用水の使用		
	II-1	用途の制限と使用時の注意事項	3
	II-2	超過使用に対する警告	3
III	給水の申し込み		
	III-1	給水の申し込み	4
	III-2	申込使用水量の決め方	4
IV	工業用水道施設の費用負担		
	IV-1	配水管工事の費用負担	5
	IV-2	給水施設の費用負担	5
V	給水施設等		
	V-1	給水施設等の構造等の基準	5
	V-2	受水槽等施設	6
	V-3	新設の工事にかかる試験等	6
	V-4	給水施設等の管理	6
VI	料 金		
	VI-1	使用水量の算定	7
	VI-2	料金の算定及び支払	7
VII	雑 則		
	VII-1	給水停止	8
	VII-2	書類の提出	8
	別 表	提出書類一覧表	9
	様 式		10
	第1図	工業用水使用手続系統図	19
	第2図	工業用水道施設の施工・管理分界	20
	資料1	山形県工業用水道料金徴収条例	21
	資料2	山形県工業用水道供給規程	25
	資料3	工業用水道配水管工事負担金取扱要領	40
	雛形	工業用水供給契約書	46

I 総 則

I-1 供給条件を定める規程等

- (1) 山形県が、工業用水を供給するときの料金その他の供給条件は、山形県工業用水道料金徴収条例（昭和46年3月県条例第21号（以下「条例」といいます。）」及び山形県工業用水道供給規程（昭和46年4月企業管理規程第2号（以下「供給規程」といいます。）」によります。
- (2) 条例及び供給規程は、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条第1項の規程に基づき、経済産業大臣に届け出たものです。

I-2 用語の定義

- (1) 「工業」とは、製造業（物品の加工修理を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいいます。
- (2) 「工業用水」とは、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいいます。
- (3) 「使用者」とは、県が供給する工業用水道を使用することを山形県企業管理者（以下「管理者」といいます。）から承認された者をいいます。
- (4) 「配水管」とは、県の配水池から公道下に布設した県資産及び管理の導管で、原則として官民境界までのものをいいます。
- (5) 「給水施設」とは、配水管から分岐する給水管及びこれに附属する設備で、量水器までのものをいいます。
- (6) 「流末施設」とは、工業用水を使用するための設備で、給水施設及び受水槽（付属給水設備を含む。）以外のものをいいます。

I-3 給水区域

八幡原工業用水道の給水区域は、次の区域です。

米沢市

I-4 給水対象

工業用水の給水を受けることができるのは、次の要件を満たしている場合です。

- (1) 給水区域内において工業を営む事業所であること。ただし、工業を営む事業所以外であっても、工業用水の施設に余剰があり、工業用水を給水することが適当と認められる場合には、雑用水として給水することがあります。

＜雑用水としての給水＞

○認められる事業所

下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場、産廃処理場、庁舎等公共事務所、学校・研究施設、医療・福祉施設、バス・タクシー・鉄道事業所、運送事業所、ショッピングセンター、民間事務所、倉庫、公園、運動場

○認められない事業所

水力発電所、水道事業所

(2) 申込使用水量が1日当たり50立方メートル以上であること。

I-5 給水の原則

工業用水は、非常災害、工業用水道に係る施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない理由による場合以外には、給水を停止又は制限しません。

前述の理由により給水を停止又は制限しようとする場合は、原則として予め通知します。

なお、この場合に使用者に損害が生じたとしても、県は損害を補償することはできません。

I-6 水質及び水圧

(1) 工業用水の水質基準は次のとおりで、これ以外の水質基準は設けておりません。

水質項目	水質基準
水温	30度以下
濁度	10度以下
水素イオン濃度（pH）	6.0以上8.5以下

(2) 工業用水の水圧は、配水管末において0.05メガパスカル以上です。

II 工業用水の使用

II-1 用途の制限と使用時の注意事項

(1) 工業用水は、消火のために使用する場合を除き、工業用以外の目的に使用したり第三者に使用させたりすることができません。但し、雑用水の使用が認められている場合には、認められた用途で使用することができます。

＜雑用水としての使用＞

○認められる用途

冷却水、洗浄水、希釈水、冷房用水、トイレ用水、洗車用水、散水用水、建設・工事用水

○認められない用途

飲用水

(2) 工業用水を飲用に使用する恐れのある場合は、飲用を禁止する旨の表示をしてください。

II-2 超過使用に対する警告

給水の適正を図るため必要なときは、基本使用水量を超えて使用している使用者に対して、基本使用水量以内で使用するよう警告することがあります。

Ⅲ 給水の申し込み

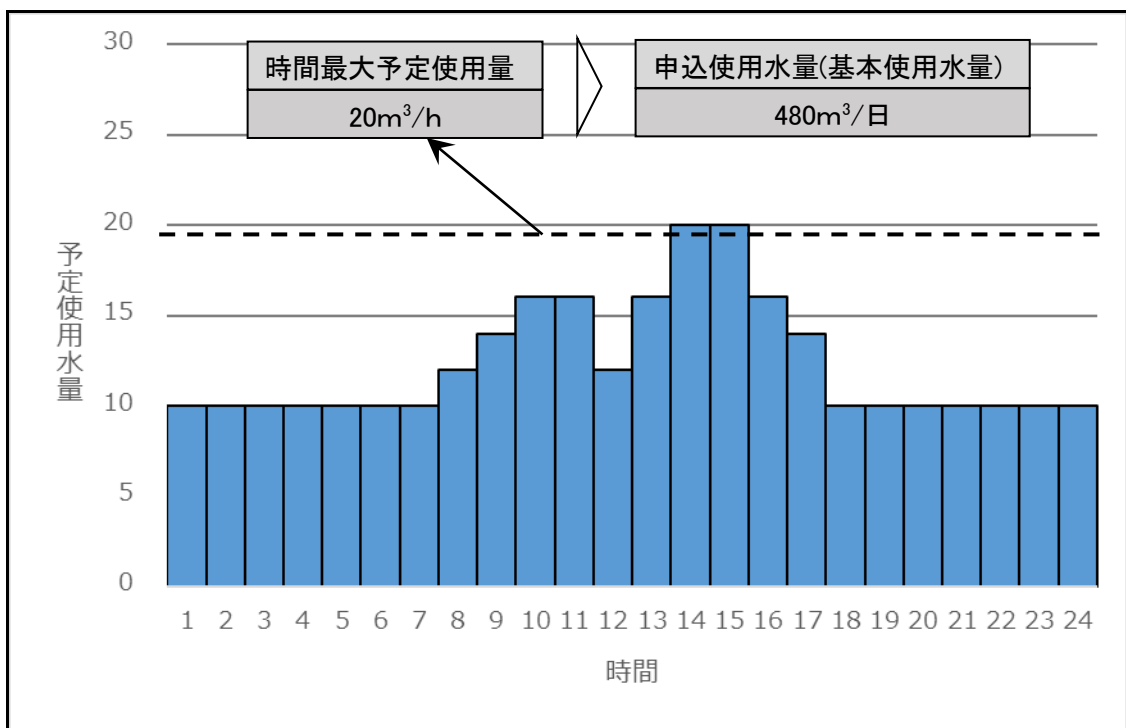
Ⅲ-1 給水の申し込み

- (1) 工業用水の使用を希望する場合は、所定の申込書により申し込みをしてください。
- (2) 管理者は、給水の申し込みを受けた場合には、1-4の給水対象に該当し、かつ、給水能力に余裕があるときは、申込者に承認の通知をします。
- (3) 給水の申し込みに際して配水管等を新設、増設又は改造が伴う場合は、維持管理区分や受水計画などについて、相互に協定などを締結することを原則とします。
- (4) 給水の申し込みから使用開始まで、第1図の「工業用水使用手続系統図」及び第2図の「工業用水道施設の施工・管理分界」を参考に手続きをしてください。給水の申し込みの後、給水開始まで時間を要する場合がありますので事前に山形県企業局置賜電気水道事務所に相談をお願いします。

Ⅲ-2 申込使用水量の決め方

- (1) 申込使用水量は、時間最大予定使用量の2.4倍の量とします。
- (2) 時間最大予定使用量とは、1時間における予定使用水量のうち最大の水量をいいます。
- (3) 申込使用水量は、年間を通して一定の水量としてください。夏季や冬季等の季節により使用水量が異なる申込はできません。

【例】申込使用水量の決め方



IV 工業用水道施設の費用負担

IV-1 配水管工事の費用負担

使用者が新たに工業用水を使用し、又は使用水量を増加される場合で、配水管を新設、増設又は改造する必要のあるとき(配水管付属設備及び加圧設備等を新設、増設又は改造する場合を含む)は、工事負担金として当該配水管工事に要する費用の全部又は一部を負担していただくことがあります。

工事負担金は、工業用水道配水管工事負担金取扱要領(資料3)に基づき算定します。当該配水管工事に要する費用が、当局妥当投資額を超える場合に、その超過額が工事負担金となります。

配水管工事等を執行する場合は、工事着工前に管理者と使用者の間で契約を締結していただくこととなります。原則として配水管工事等に着手する前に負担金の概算額を納付していただき、工事完了後に精算します。

IV-2 給水施設の費用負担

給水施設は使用者の資産であり、工事施工及び管理は使用者となります。(別添第2図を参照)

V 給水施設等

V-1 給水施設の構造等の基準

給水施設の構造、材質、性能及び設置の場所は、次の各号に適合してください。

- (1) 給水管の始点は配水管延長を最短とする位置を原則として、口径は使用水量に適合したものであること。
- (2) 新たに布設する給水管は、水道用塗覆装鋼管、ダクタイル鋳鉄管など耐震管であること。
- (3) 水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水又は汚水混入の恐れがないこと。
- (4) 凍結、電食、衝撃、温度変化等により破損の恐れのある箇所には、適当な防護の措置がとられていること。
- (5) 給水施設には、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を直結させないこと。
- (6) 逆流及び工業用水の汚染を防止することができるものであること。
- (7) 給水施設には、他の水道給水施設等と識別のため、判別標識等を設けること。
- (8) 官民境界から1メートル以内に給水施設メンテナンス用として制水弁を設けること。ただし、配水管(枝管)の取出弁が官民境界付近に設置される場合は、量水器付近の一次側に制水弁を設けることができる。
- (9) 官民境界から1メートル以内に制水弁を設ける場合は、制水弁以後を給水施設として施工及び管理すること。
- (10) 量水器は、次の基準に適合したものであること。
 - ア 使用水量に適合したものであること。
 - イ 計量精度が高いものであること。(計量法の検定対象となる水道メーターは、検定有効期間内のものであること。その他の量水器は、総合誤差が3%以内のものであること。)
 - ウ 積算機能があること。

- エ 耐圧強度は、設計配水圧力の1.5倍以上あること。
 - オ 基本使用水量が一日当たり300立方メートル以上の使用者にあっては、超過流量積算付きの量水器であること。
 - カ 基本使用水量が一日当たり1,000立方メートル以上の使用者にあっては、電磁流量計であること。
 - キ 設置場所は、積雪期においても容易に検針でき、汚水が入りにくい場所であること。
 - ク 量水器を地中に設置する場合には、コンクリート造り又は鋳鉄製等の箱に入れること。
- (11) 量水器をバイパスする配管は設けないこと。

V-2 受水槽等施設

(1) 設置の義務

工業用水を受水するために受水槽を設置してください。

(2) 構造等の基準

- ア 受水槽の大きさは、工業用水を均等に受水でき、かつ、工業用水道施設の停電、事故、維持改良工事等による工業用水の断水の場合にも必要水量（目安：契約水量の6時間分以上）を確保できる容量のものであること。なお、受水槽の容量などについては「給水施設工事(受水槽等)承認申請書」提出前に双方で十分な協議を行い、受水槽等施設で必要水量を確保できない場合は、流末施設で十分な容量の水槽を設けること。
- イ 受水槽の流入管は落とし込みとし、受水槽の最高水面との間隔が10センチメートル以上あること。
- ウ 流入弁は、開閉時に配水管に水衝撃を生じないような構造及び制御方式であること。
- エ 受水槽の流入管には、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を直結させないこと。
- オ 受水槽の流入管には、給水管等の洗管を目的とした排水設備を設けること。

V-3 新設の工事にかかる試験等

給水施設等への通水・水張試験については、原則として給水開始後とします。これにより難い場合は、双方協議のうえ決定します。

V-4 給水施設等の管理

- (1) 給水の適正を図るために必要があるときは、係員が給水施設及び受水槽へ立入検査をすることがあります。この場合には、検査員証を携帯します。
- (2) 立入検査の結果、必要があると認めるときは、使用者に対して修繕その他の処置を指示することがあります。
- (3) 使用者は、管理者の承認を得ないで給水施設を改造する等、給水施設の機能を妨げる行為をしてはいけません。
- (4) 口径350ミリメートル以下の量水器は計量法に基づき8年毎の検定が必要であるため、検定有効期間が満了する前に交換するか再検定を受けてください。

- (5) 量水器の修理又は検定のため量水器を外すときは、あらかじめ山形県企業局置賜電気水道事務所に連絡してください。

VI 料 金

VI-1 使用水量の算定

- (1) 基本使用水量
 申込使用水量に基づいて管理者が承認した1日当たりの使用水量
- (2) 超過使用水量
- ア 超過流量積算付き量水器を用いる場合
 当該月における超過流量積算値で、基本使用水量の1時間当たりの水量を超えて使用された当該月累計水量
- イ その他の量水器を用いる場合
 当該月の使用水量から、基本使用水量に当該月の日数（検針日の翌日から検針日までの日数）を乗じて得た水量を減じて得た水量
- (3) 量水器の故障等によって計量することができないときは、管理者が前月又は前年同月の使用水量等を考慮して使用水量を認定します。
- (4) 月の途中で使用を開始し、中止又は廃止したときは、日割り計算によります。

VI-2 料金の算定及び支払

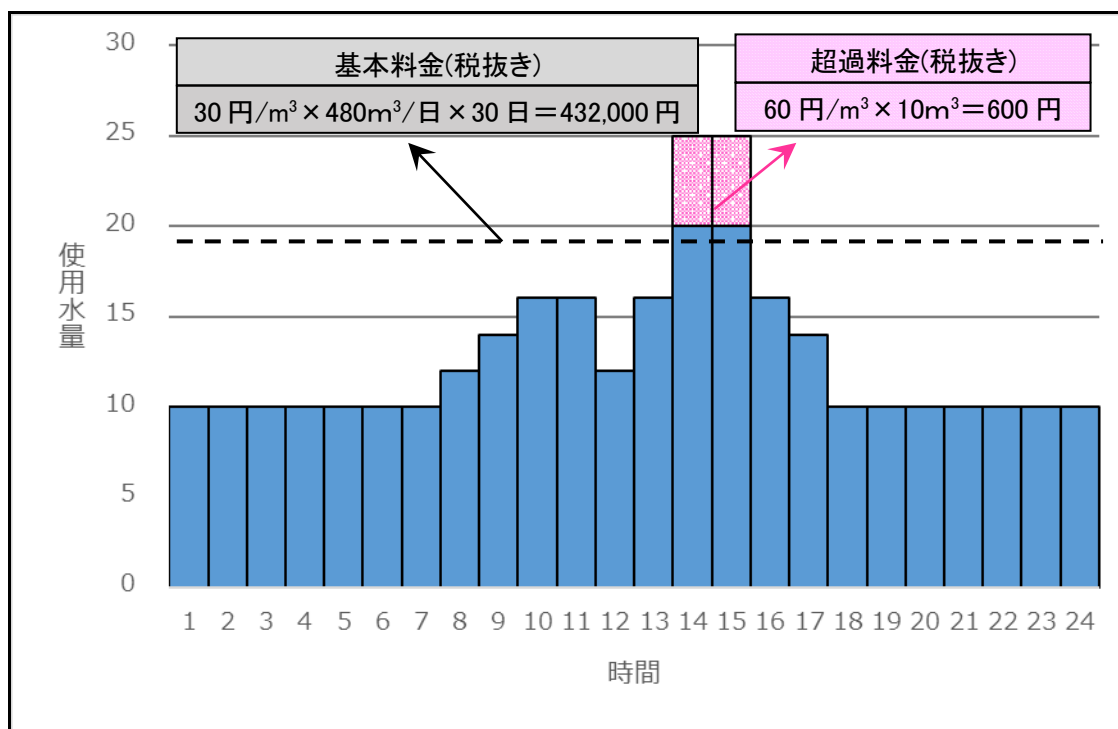
- (1) 検針日とは工業用水道用メーターの水量を確認する日で、基本的に月末の平日に行います。
- (2) 料金は、1箇月毎にいただきます。
- (3) 1箇月分の料金は、次により算定した基本料金と超過料金との合計額に消費税額を加えた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とします。

料 金 種 別	算定方法(消費税抜き)
基 本 料 金	30 (円/m ³) × 基本使用水量(m ³ /日) × 当該月の日数 [※]
超 過 料 金	60 (円/m ³) × 当該月の超過使用水量(m ³)

※ 当該月の日数は、検針日の翌日から検針日までの日数になりますので、月の暦日数と必ずしも一致しません。

- (4) 料金の支払いは、納入通知書を送付しますので、納入通知書記載の納付期限までに銀行窓口へ納入してください。

【例】超過流量積算付き量水器の料金算定（日数 30 日、超過使用水量 10m³ のみの場合）



Ⅶ 雑 則

Ⅶ-1 給水停止

使用者が次の各号の一に該当するときは、給水を停止することがあります。

- (1) 工事負担金又は料金を3箇月以上滞納しているとき
- (2) 正当な理由がなく給水施設の立入検査を拒んだり妨げたりしたとき
- (3) 立入検査の結果出した指示に従わないとき
- (4) 無断で給水施設を操作する等、給水施設の機能を妨げる行為をしたとき
- (5) 給水を受けた工業用水を工業用水以外の目的（消火用を除く）に使用したり、又は第三者に使用させたりしたとき
- (6) 超過使用に対する警告を受けても、なお超過使用しているとき

Ⅶ-2 書類の提出

管理者に提出する書類は、正副2部とし、山形県企業局置賜電気水道事務所へ提出してください。

別表

提出書類一覧表

事項	提出書類名	添付書類	提出期限
新たに給水を受けようとするとき	工業用水給水申込書 (様式第1号)	工業用水受水計画表 (様式第1-1号) 工業用水使用系統図 業務概要書 工場平面図	給水施設工事着手の 2箇月前
基本使用水量を変更しようとするとき	工業用水給水変更申込書 (様式第1号)	変更理由書 工業用水受水計画表 (様式第1-1号) 工業用水使用系統図	変更予定日の 1箇月前
給水施設の新設、増設、改造、修繕又は撤去の工事をしようとするとき	給水施設工事承認申請書 (様式第3号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図) 量水器の仕様書及び図面	工事着手の 1箇月前
受水槽の新設、増設、改造又は撤去の工事をしようとするとき	受水槽等工事承認申請書 (様式第3号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図) 受水量制御方式説明書 (撤去の場合は不要)	工事着手の 1箇月前
流末施設を新設しようとするとき	流末施設新設工事届 (様式第4号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図)	工事着手の 7日前
給水施設の新設等の工事が完成したとき	給水施設工事完成届 (様式第3-1号)		速やかに
工業用水の使用を開始しようとするとき	工業用水使用開始届 (様式第9号)		使用開始日の 7日前
給水施設に異常を認めたととき	給水施設検査請求書 (様式第7号)		速やかに
工業用水の使用を中止又は廃止しようとするとき	工業用水使用中止(廃止)届 (様式第9号)		1箇月前
所在地、名称、又は代表者氏名に変更があったとき	住所等変更届 (様式第10号)		速やかに

書類の提出先

山形県企業局置賜電気水道事務所

〒992-1441 山形県米沢市笹野町大字森下八 7409-1

TEL 0238-38-2912

FAX 0238-38-2913

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり工業用水の給水を受けたいので申し込みます。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
申 込 使 用 水 量	m ³ /日
時 間 最 大 予 定 使 用 量	m ³ /h
用 途 別 予 定 使 用 量	
	計
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日

- (注) 1 申込使用水量欄には、時間最大予定使用量に 24 を乗じて得た水量を記入すること。
 2 時間最大予定使用水量欄には、1 時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
 3 変更の場合は、変更後の予定使用水量を記入すること。
 4 新規申し込みの場合は、業務概要書及び工場平面図を添付すること。
 一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成6年15号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

工業用水受水計画表

第1表 使用水量内訳(m³/日)

工場名 _____
連絡先(TEL) _____ 担当者 _____

使用水量		年度	年度	年度	年度	年度	備考
① 使用水量							
内 訳	② 工業用水道より受水	()	()	()	()	()	
	③ 地下水						
	④ 上水道						
	⑤ 回収水						

- (注) 1 使用水量は、工場内で使用される水量の合計値で、工業用、飲用等全てを含む水量を記入してください。
- 2 「工業用水道より受水」欄の()内は、時間当たり最大受水量×24Hで算出した水量(契約水量に相当します。)を記入してください。なお、不確定要素のある場合は備考欄に記入してください。
- 3 回収水については、冷却水、暖房用等に使用された水を再使用するものについて記入してください。

第2表 工業用水道より受水量の用途別使用水量内訳(m³/日) 受水槽有効容量 m³

用途	年度	給水開始時()		年度		年度	
		水量	算定方法	水量	増量要因	水量	増量要因
① 使 用 水 量	ボイラー用水						
	原料用水						
	洗浄用水						
	冷却用水						
	その他雑用水						
	使用水量合計						
②時間当り最大使用水量(A)							
③受水槽による調整量(B)							
④時間当り最大受水量(A-B)							

様式第1-1号（記載例）

工業用水受水計画表

工場名 〇〇工業(株)

第1表 使用水量内訳(m³/日)

連絡先(TEL) 123-456-7890 担当者 所長 〇〇 太郎

使用水量 年度	令和元~2年度	令和3~4年度	令和5~6年度	令和7~8年度	令和9~10年度	備 考
①使用水量	376	376	1,050	1,050	1,050	
内 訳	②工業用水道より受水 (240) 176	(240) 176	(720) 700	(720) 700	(720) 700	
	③地 下 水	100	50			
	④上 水 道	100	50	50	50	50
	⑤回 収 水		100	300	300	300

- (注) 1 使用水量は、工場内で使用される水量の合計値で、工業用、飲用等全てを含む水量を記入してください。
- 2 「工業用水道より受水」欄の()内は、時間当たり最大受水量×24Hで算出した水量（契約水量に相当します。）を記入してください。なお、不確定要素のある場合は備考欄に記入してください。
- 3 回収水については、冷却水、暖房用等に使用された水を再使用するものについて記入してください。

第2表 工業用水道より受水量の用途別使用水量内訳(m³/日) 受水槽有効容量 200 m³

		年度		年度			
		令和元~4年度		令和5年度以降			
		水 量	算定方法	水 量	増量要因	水 量	増量要因
① 使 用 水 量	ボ イ ラ ー 用 水	24	1m ³ /時×24H	100	第2期計画 による増設		
	原 料 用 水						
	洗 浄 用 水	32	4 × 8	120			
	冷 却 用 水	120	5 × 24	480			
	そ の 他 雑 用 水						
使用水量合計		176	→第1表の②と一致	700			
②時間当り最大使用水量(A)		1 0		3 0			
③受水槽による調整量(B)		0		0			
④時間当り最大受水量(A-B)		1 0		3 0			

様式第3号

給水施設工事（受水槽等^{そう}工事）承認申請書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり給水施設工事（受水槽等^{そう}工事）を施行したいので申請します。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり
施 行 方 法	

一部改正・旧様式6号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕様式備考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

給水施設工事完成届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 印

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

令和 年 月 日付けで承認のあった給水施設の工事が完成したので届け出ます。

工 事 の 施 工 場 所	
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
完 成 検 査 希 望 年 月 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第4号

流末施設新設工事届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり流末施設を新設したいのでお届けします。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり

一部改正・旧様式8号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕様式
備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第7号

給水施設検査請求書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり給水施設を検査されるよう請求します。

工 場 名	
異 状 の 場 所	
異 状 の 状 況	

旧様式11号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式6号繰下〔平成19年企管規程7号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第9号

工業用水使用開始（中止、廃止）届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり工業用水の使用を開始（中止、廃止）したいので届けます。

給 水 の 場 所	
工 場 名	
理 由	

旧様式13号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式8号繰下〔平成19年企管規程7号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第10号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり住所（氏名、その他）を変更したので届けます。

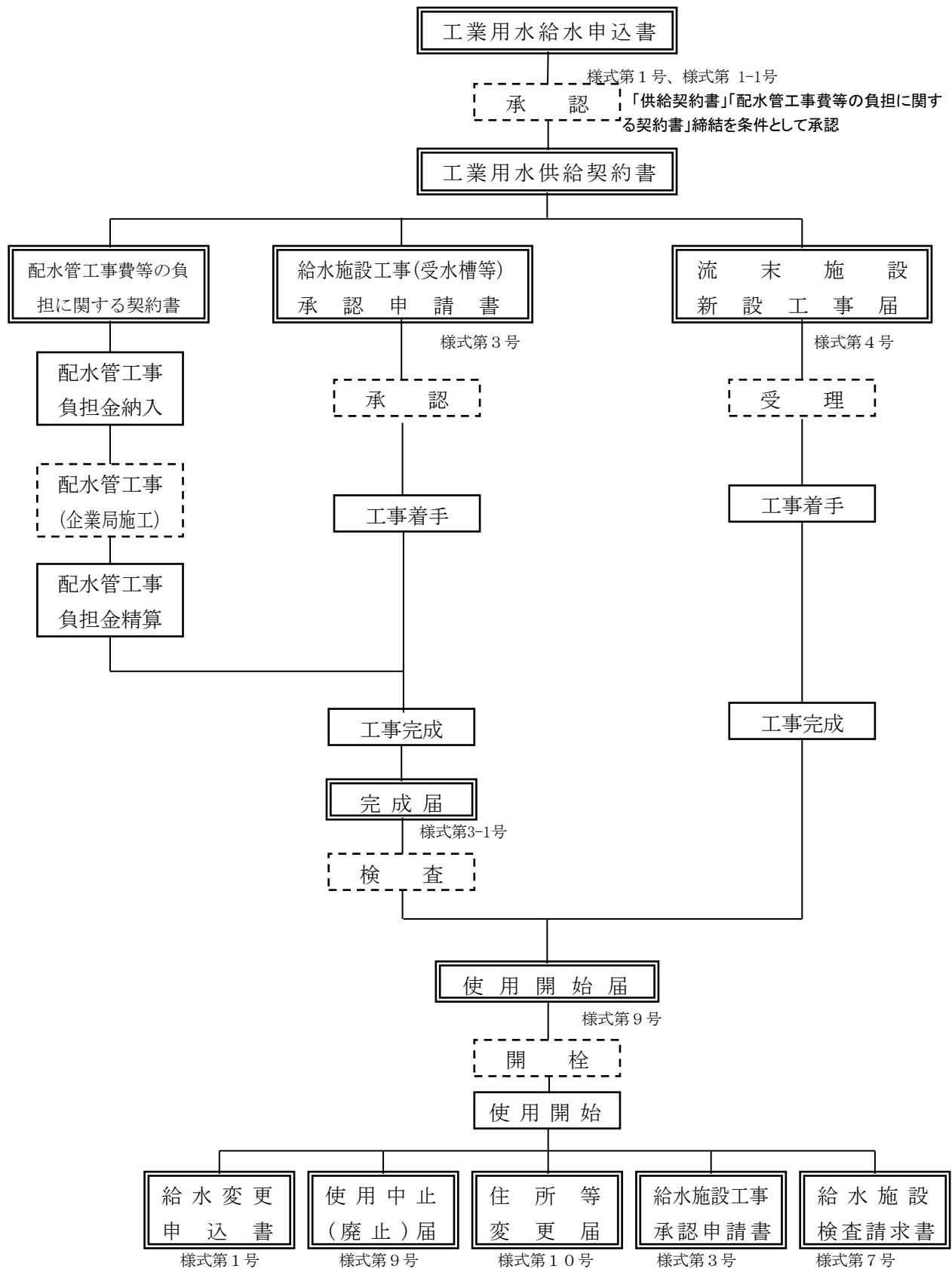
変 更 の 内 容	
変 更 の 時 期	
そ の 他	

旧様式14号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式9号繰下〔平成19年企管規程7号〕

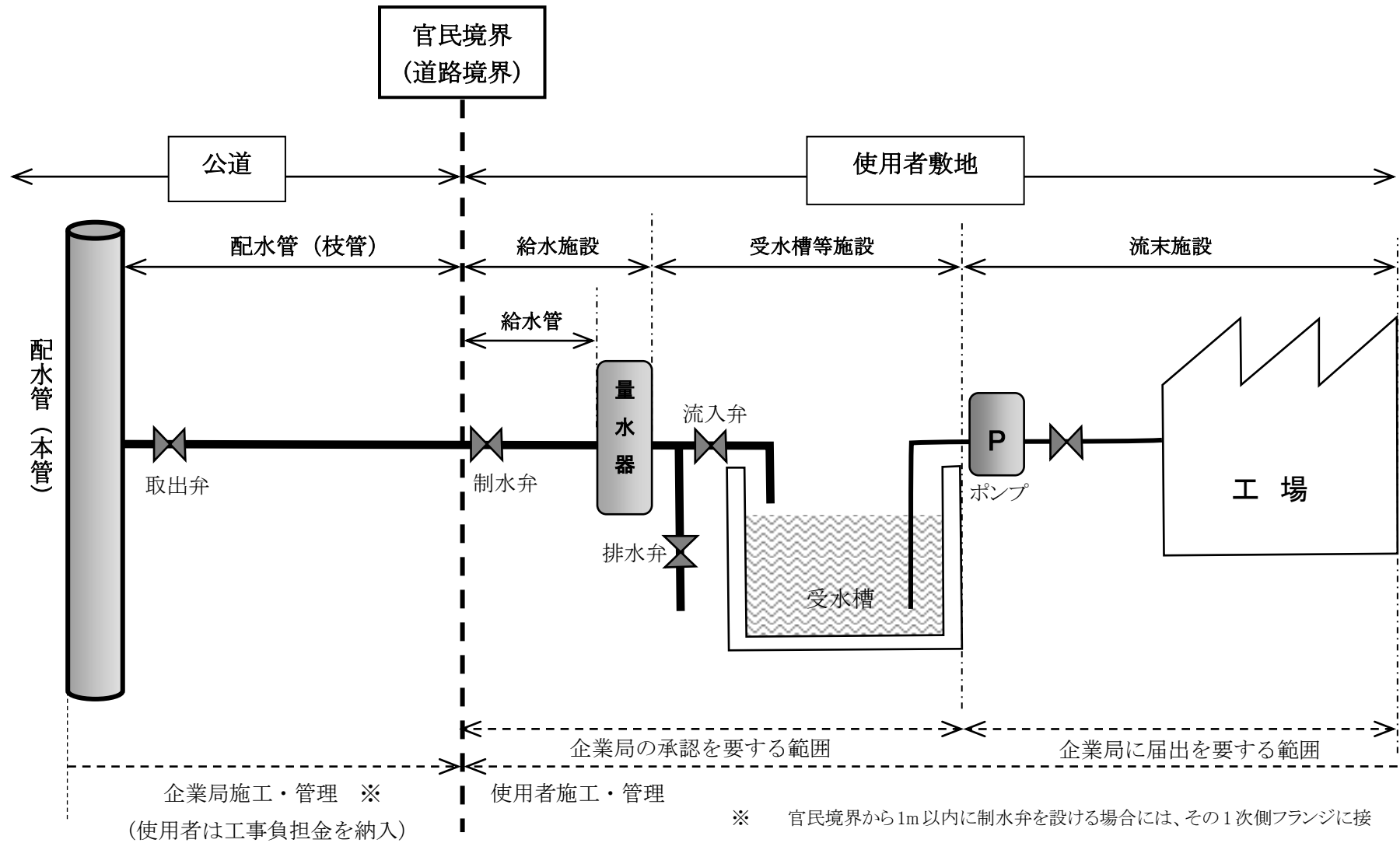
備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

第1図

工業用水使用手続系統図



工業用水道施設の施工・管理分界



山形県工業用水道料金徴収条例

昭和46年3月18日
山形県条例第21号

改正	昭和48年7月9日条例第40号	昭和49年7月23日条例第44号
	昭和50年3月19日条例第27号	昭和51年3月31日条例第36号
	昭和55年3月26日条例第25号	昭和55年12月22日条例第51号
	昭和59年3月22日条例第21号	平成元年3月22日条例第56号
	平成元年7月5日条例第62号	平成4年3月30日条例第31号
	平成5年3月26日条例第30号	平成9年3月21日条例第47号
	平成10年3月24日条例第36号	平成13年3月23日条例第32号
	平成14年10月11日条例第52号	平成17年12月20日条例第110号
	平成21年3月24日条例第44号	平成26年3月25日条例第67号
	平成31年3月15日条例第57号	

山形県工業用水道料金徴収条例をここに公布する。

山形県工業用水道料金徴収条例

(料金の徴収)

第1条 県は、県が設置する工業用水道施設から工業用水の給水を受けることについて、企業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた者から、この条例の定めるところにより、工業用水道の料金を徴収する。

一部改正〔平成14年条例52号〕

(料金の額)

第2条 料金の額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 基本料金 管理者が承認した1日当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）に、当該月（使用水量を確認する日（以下「検針日」という。）の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。）の日数を乗じて得た水量を、別表の基本料金の欄に定める金額に乗じて得た額
- (2) 超過料金 次に掲げる水量を、別表の超過料金の欄に定める金額に乗じて得た額
 - イ 記録紙を使用する量水器を用いる場合 当該月における各時間の超過使用水量（1時間ごとについて、当該時間内の最大流量をもつてその時間継続して使用したものとみなし、当該時間の使用水量から基本使用水量の24分の1を減じて得た水量をいう。）の合計水量
 - ロ 超過流量積算計付量水器を用いる場合 当該月における超過使用水量
 - ハ その他の量水器を用いる場合 当該月の使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じた水量を減じて得た水量

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、工業用水道の使用を開始し、中止し、又はやめた

ときの料金は、日割計算によるものとする。

一部改正〔昭和48年条例40号・49年44号・50年27号・51年36号・55年25号・51号・平成元年56号・9年47号〕

(料金の減免)

第3条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合は、料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金の徴収方法)

第4条 料金は、企業管理規程の定めるところにより、1月ごとに徴収する。

(過料)

第5条 知事は、詐偽その他の不正の行為により料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 山形県工業用水道条例（昭和37年3月県条例第24号）は、廃止する。

附 則（昭和48年7月9日条例第40号）

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月23日条例第44号）

この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第27号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第36号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日条例第25号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第51号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月22日条例第21号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から平成元年4月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年7月5日条例第62号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第31号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第30号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第47号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第36号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る超過料金で、同日から平成10年4月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日条例第32号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年12月20日条例第110号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成21年3月24日条例第44号）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日の属する月に確認した使用水量に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第67号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月5日条例第57号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 平成31年10月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月31日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

名称	種別	基本料金 (1立方メートル当たり)	超過料金 (1立方メートル当たり)
酒田工業用水道		30円	60円
八幡原工業用水道		30円	60円
福田工業用水道		30円	60円

追加〔昭和55年条例51号〕、一部改正〔昭和59年条例21号・平成元年56号・62号・4年31号・5年30号・9年47号・13年32号・17年110号〕、全部改正〔平成21年条例44号〕

山形県工業用水道供給規程

昭和46年4月1日
山形県企業管理規程第2号

改正	昭和56年3月12日企管規程第2号	平成元年4月1日企管規程第12号
	平成元年8月1日企管規程第14号	平成5年3月31日企管規程第20号
	平成6年4月1日企管規程第15号	平成13年4月1日企管規程第7号
	平成15年3月28日企管規程第2号	平成17年11月25日企管規程第24号
	平成19年3月13日企管規程第7号	平成20年4月1日企管規程第6号
	平成21年4月1日企管規定第7号	平成22年4月1日企管規程第6号

山形県工業用水道供給規程を次のように定める。

山形県工業用水道供給規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、県が経営する工業用水道事業の工業用水の給水に関して必要な事項を定めるものとする。

(給水の対象)

第2条 給水を受けることができる者は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条第2項に規定する給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 1給水先当たりの申込使用水量が1日50立方メートル以上の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認められた者

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成15年2号・17年24号〕

第2章 給水の申し込み及び承認

(給水の申し込み及び承認)

第3条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申込書（別記様式第1号）により、管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申し込みを受けた場合は、当該申し込みをした者が前条の規定に該当し、かつ、給水能力に余裕があるときは、すみやかに1日当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）を定めてこれを承認し、工業用水給水承認通知書（別記様式第2号）により、当該申し込みをした者にその旨を通知するものとする。

第4条 削除

削除〔昭和56年企管規程2号〕

(基本使用水量の変更)

第5条 第3条第2項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、基本使用水量を変更しようとするときは、工業用水給水変更申込書（別記様式第1号）により、管理者に

申し込まなければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の規定による基本使用水量の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「工業用水給水承認通知書」とあるのは、「工業用水給水変更承認通知書」と読み替えるものとする。

全部改正〔昭和56年企管規程2号〕

第3章 給水施設

(給水施設工事)

- 第6条 使用者は、給水施設（配水管から分岐する給水管及びこれに付属する設備で量水器までのものをいう。以下同じ。）を新設し、増設し、改造し、修繕し、又は撤去する工事（以下「給水施設工事」という。）を施行しようとするときは、給水施設工事承認申請書（別記様式第3号）により、管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔昭和56年企管規程2号〕

(配水管工事の費用の負担区分)

- 第7条 管理者は、給水施設工事の施行に伴い配水管を新設し、増設し、又は改造する工事（以下「配水管工事」という。）を施行する必要があるときは、当該配水管工事に要する費用の全部又は一部を当該給水施設の利用者に負担させることがある。

一部改正〔昭和56年企管規程2号〕

(費用の納付)

- 第8条 使用者は、前条の規定により負担する費用の概算額を、配水管工事に着手する前に納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、工事着手後に納付することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により費用が納付された配水管工事について、当該配水管工事が完了したときは、速やかに納付された費用について精算を行うものとする。

一部改正〔昭和56年企管規程2号〕

(受水槽（そう）)

- 第8条の2 使用者は、受水槽（そう）を設置しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 使用者は、受水槽（そう）を新設し、増設し、改造し、又は撤去する工事（受水槽（そう）を設置するのに必要な給水管に係るものを含む。）を施行しようとするときは、受水槽（そう）等工事承認申請書（別記様式第3号）により、管理者の承認を受けなければならない。

追加〔昭和56年企管規程2号〕

(流末施設工事)

- 第9条 使用者は、流末施設（給水施設、受水槽（そう）及び受水槽（そう）を設置するのに必要な給水管以外の給水設備をいう。）を新設しようとするときは、流末施設新設工事届（別記様式第4号）により、管理者に届け出なければならない。

全部改正〔昭和56年企管規程2号〕

第4章 給水

(給水の原則)

- 第10条 管理者は、非常災害、工業用水道に係る施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得な

い理由による場合を除くほか、給水を制限し、又は停止をしない。

- 2 管理者は、前項に規定する理由により給水を停止し、又は制限しようとするときは、給水停止（制限）通知書（別記様式第5号）により、あらかじめ使用者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する理由による給水の制限又は停止によつて使用者に生じた損害があつても、県はその責を負わない。

一部改正〔平成19年企管規程7号〕

（水質及び水圧）

第11条 工業用水の水質は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 水温 30度以下
- (2) 濁度 10度以下
- (3) 水素イオン濃度 PH値6.0以上8.5以下

- 2 配水管末における水圧は、0.05メガパスカル以上とする。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

（使用水量）

第12条 使用水量は、量水器によつて計量する。ただし、量水器の故障等によつて計量することができないときは、管理者の認定するところによる。

- 2 管理者は、毎月定例日に量水器を点検して使用水量を確認し、工業用水使用水量通知書（別記様式第6号）により、速やかに使用者に通知するものとする。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

第5章 管理

（検査の請求）

第13条 使用者は、給水施設に異常があると認めるときは、給水施設検査請求書（別記様式第7号）により、速やかに管理者に当該給水施設の検査を請求しなければならない。この場合において検査に要した費用は使用者の負担とする。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

（立入検査等）

第14条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、その命ずる職員に給水施設及び受水槽（そう）を検査させることができる。

- 2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証票（別記様式第8号）を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

（是正措置）

第15条 管理者は、前2条の規定によつて行なう検査の結果、必要があると認めるときは、使用者に対して修繕その他の処置を指示することがある。

（操作の禁止等）

第16条 使用者は、管理者の承認を得ないで給水施設を操作し、給水施設の機能を妨げる行為をし、又は他人にこれらの行為をさせてはならない。

（使用の開始、中止及び廃止）

第17条 使用者は、工業用水の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、工業用水

使用開始（中止、廃止）届（別記様式第9号）により、使用開始にあつては7日前、使用中止及び使用廃止にあつては1月前まで管理者に届出なければならない。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

（住所等の変更）

第18条 使用者は、住所又は氏名（法人にあつては所在地、名称又は代表者氏名）に変更があつたときは、住所等変更届（別記様式第10号）により速やかに管理者に届出なければならない。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成19年7号〕

（用途の制限）

第19条 使用者は、消火の用に供する場合を除き、供給を受けた工業用水を工業以外の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

2 使用者は、工業用水を飲用に使用する場合においては、飲用を禁止する旨の表示をしなければならない。

（超過使用に対する警告）

第20条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、基本使用水量を超えて工業用水を使用している使用者に対して、警告を発することがある。

一部改正〔昭和56年企管規程2号〕

第6章 雑則

（料金）

第21条 工業用水道料金（以下「料金」という。）の納付については、山形県工業用水道料金徴収条例（昭和46年3月県条例第21号）の定めるところによる。

（給水停止処分）

第22条 管理者は、使用者が次の各号の1に該当するときは、給水を停止することがある。

- （1） 第8条第1項ただし書及び第13条の規定により納付する費用又は料金を3月以上滞納しているとき。
- （2） 正当な理由がなく第14条第1項の規定による立入検査を拒み、又は妨げたとき。
- （3） 第15条の規定による管理者の指示に従わないとき。
- （4） 第16条又は第19条第1項の規定に違反したとき。
- （5） 第20条の警告を受けても、なお基本使用水量を超えて使用しているとき。

一部改正〔昭和56年企管規程2号〕

（書類の経由）

第23条 この規程により管理者に提出する書類は、正副2部とし、当該工業用水道に関する事務を処理する事業所の長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成元年14号・6年15号・13年7号・20年6号・21年7号・22年6号〕

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 山形県工業用水道条例施行規程（昭和37年6月県企業管理規程第6号）は、廃止する。

附 則（昭和56年3月12日企管規程第2号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日企管規程第12号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月1日企管規程第14号）
この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日企管規程第20号）
この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日企管規程第15号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日企管規程第7号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日企管規程第2号）
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日企管規程第24号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日企管規程第7号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日企管規程第6号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日企管規程第7号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日企管規程第6号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり工業用水の給水を受けたいので申し込みます。

給 水 場 所		
給 水 工 場 名		
申 込 使 用 水 量	m ³ /日	
時 間 最 大 予 定 使 用 量	m ³ /h	
用 途 別 予 定 使 用 量		m ³ /日
		m ³ /日
		m ³ /日
		m ³ /日
	計	m ³ /日
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日	

- (注) 1 申込使用水量欄には、時間最大予定使用量に 24 を乗じて得た水量を記入すること。
2 時間最大予定使用水量欄には、1 時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
3 変更の場合は、変更後の予定使用水量を記入すること。
4 新規申し込みの場合は、業務概要書及び工場平面図を添付すること。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成6年15号〕

様式第 2 号

工業用水給水（変更）承認通知書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の使用について次のとおり承認しましたので通知します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日
承 認 条 件	

一部改正 [昭和56年企管規程 2 号・平成 5 年 2 号・ 6 年15号]

様式第3号

給水施設工事（受水槽等工事）承認申請書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり給水施設工事（受水槽等工事）を施行したいので申請します。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり
施 行 方 法	

一部改正・旧様式6号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕

様式第4号

流末施設新設工事届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり流末施設を新設したいのでお届けします。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり

一部改正・旧様式8号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕

給水停止（制限）通知書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 印

山形県工業用水道供給規程第10条第2項の規定により、下記のとおり給水を停止（制限）するので通知します。

記

1 理 由

2 給水停止（制限）期間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

3 給水制限水量 $\text{m}^3/\text{時}$

4 作業箇所

追加〔平成19年企管規程7号〕

様式第6号

工業用水使用水量通知書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 園

年 月分の使用水量は次のとおりですので通知します。

使 用 者 名	
点 検 月 日	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
基 本 使 用 水 量	m ³
超 過 使 用 水 量	m ³
備 考	

一部改正・旧様式10号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成5年企管規程2号・6年15号〕、旧様式5号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第7号

給水施設検査請求書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり給水施設を検査されるよう請求します。

工 場 名	
異 状 の 場 所	
異 状 の 状 況	

旧様式11号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式6号繰下〔平成19年企管規程7号〕

(表)

6.0cm	第 号
	工業用水給水施設等検査員証
	職 名 氏 名 生年月日
	年 月 日 発行
	山形県企業管理者 氏 名 印
	8.5cm

(裏)

山形県工業用水道供給規程の抜すい
(立入検査等)
第14条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、その命ずる職員に給水施設及び受水槽 ^{そう} を検査させることができる。
2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証票（別記様式第8号）を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正・旧様式12号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正・旧様式7号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第9号

工業用水使用開始（中止、廃止）届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり工業用水の使用を開始（中止、廃止）したいので届けます。

給 水 の 場 所	
工 場 名	
理 由	

旧様式13号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式8号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第10号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり住所（氏名、その他）を変更したので届けます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 時 期	
そ の 他	

旧様式14号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式9号繰下〔平成19年企管規程7号〕

工業用水道配水管等工事負担金取扱要領

制定	昭和63年3月25日企業水管第225号
改正	平成13年10月29日企業水 第327号
改正	平成22年9月7日企業公営第222号
改正	平成26年4月1日企業公営第 18号
改正	平成31年4月1日企業水道第 26号

工業用水道配水管等工事負担金取扱要領を次のとおり制定する。

工業用水道配水管等工事負担金取扱要領

(工事負担金)

第1条 工業用水の新規又は増量の給水申し込みに伴い、配水管等を新設、増設又は改造する場合には、原則として、工業用水道供給契約(以下、「供給契約」という。)の締結を条件に、当該工事に要する費用が妥当投資額を上回るときは、その上回る額を工事負担金として、使用者が負担するものとする。

(妥当投資額の算定)

第2条 前条の妥当投資額は次により算定した額とする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{増加する年効用} - \text{増加する年経費}}{(\text{利子率} + \text{減価償却率})(1 + \text{建設利息率})}$$

(工事負担金契約の締結)

第3条 使用者と次の各号により、工事(調査設計委託を含む)に着手する前に工事負担金契約を締結し、工事完成後に変更契約を締結するものとする。ただし、工事負担金が発生しないことが明らかな場合については、工事完成後に工事負担金契約を締結することができる。

- (1) 工事負担金が発生する場合(様式例1)
- (2) 工事負担金が発生しない場合(様式例2)

(工事負担金の納付)

第4条 工事負担金が発生する使用者は、工事(調査設計委託を含む)に着手する前に概算額を納付し、工事完成後に精算するものとする。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、工事着手後に納付することができる。

(違約金)

第5条 使用者が供給契約書の水量未滿の申し込みを行い、管理者がこれを承認する場合、又は、供給契約書に定める水量で申し込みを行わない場合、使用者は、次の各号の違約金を納付するものとする。

- (1) 第3条第1号の規定により、工事負担金を納付した使用者は、妥当投資額の料金回収の残りの期間を変更使用水量で算出した工事負担金と、第4条で精算した工事負担金の差額。
- (2) 第3条第2号の規定により、工事負担金が発生しなかった使用者は、妥当投資額の料金回収の残りの期間を変更使用水量で算出して、工事負担金が発生する場合には、その額。

(還付金)

第6条 第4条の規定による精算で工事負担金を納付した使用者が、供給契約の水量を超える申し込みを行い、管理者がこれを承認する場合には、工事負担金を還付しないものとする。

(複数の給水申し込みに伴う工事)

第7条 複数の給水申し込みがある場合、又は確実な場合、その複数の給水申し込みに伴い同一施設・設備の新設、増設、又は改造を行う費用負担割合については、申込(基本)使用水量按分を基本として、使用者と協議により決定するものとする。

妥当投資額算定式

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{増加する年効用}^{\ast 1} - \text{増加する年経費}^{\ast 2}}{(\text{利子率}^{\ast 3} + \text{減価償却率}^{\ast 4}) (1 + \text{建設利息率}^{\ast 5})}$$

※1 増加する年効用：増加する年間の料金収入

※2 増加する年経費：増加する年間の維持管理費
(減価償却費、支払利息等を除く施設の維持管理費)

※3 利子率：銀行の定期預金等の金利

※4 減価償却率：原則として0.1（投資額の料金回収期間10年）

地下水利用者が新たに工業用水道に切り替える場合には、0.05（投資額の料金回収期間20年）とすることができる。

また、工業用水供給契約で申込(基本)使用水量を将来変更する場合や県・市一般会計の工事負担がある場合などについては別途考慮するものとする。

※5 建設利息率：0.4×利子率×工期（年）

建設期間中の建設利息総額が、総事業費に占める割合。建設期間中は、増加する年効用が発生せず、建設利息総額をまかなうことができないため、建設利息率相当分を妥当投資額から割り引く。ただし、工期が1年未満の場合は、建設利息率は算入しない。

建設利息率の式中の0.4とは、建設利息は、本来詳細な工程から出来高を想定し、その建設資金の流れを基に利子計算を行うが、工事の計画段階では詳細な工程がないため、全工程の終わりから4/10(=0.4)の時点に、建設資金の流れの重心が来ると考えているものである。

配水管等工事費の負担に関する契約書

山形県企業局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、工業用水供給契約に基づき、甲が実施する配水管等工事に要する費用の負担に関して、次のとおり契約を締結する。

（工事費の負担）

第1条 乙の工業用水給水申し込みに伴う配水管等工事に要する費用は、 円（消費税等相当額円を含む）とする。

2 乙は、工業用水供給契約書のとおり契約することを条件として、前項の費用の一部を工事負担金として負担するものとする。

（工事負担金）

第2条 乙が負担する工事負担金は 円（消費税等相当額 円を含む）とし、事業着手前に甲に支払うものとする。

（工事負担金の精算）

第3条 甲は、工事完成後すみやかに事業費を確定し、前条の工事負担金を精算するものとする。

（違約金）

第4条 乙が甲に工業用水供給契約書の水量未滿の申し込みを行い、甲がこれを承認する場合（、又は、乙が工業用水供給契約書に定める水量で申し込みを行わない場合）、変更後の水量に基づいて算出した工事負担金と前条で精算した工事負担金の差額を違約金として、乙は甲に支払うものとする。

（還付金）

第5条 乙が甲に工業用水供給契約書の水量を超える申し込みを行い、甲がこれを承認する場合において、甲は乙に工事負担金を還付しないものとする。

（延滞金）

第6条 乙は、第2条及び第3条の工事負担金を甲が指定した期日後に支払う場合は、その期日の翌日から支払いの日まで経過日数につき、年14.5パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払うこととする。

2 延滞金を計算するときの年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（負担金等の支払方法）

第7条 乙は、工事負担金及び延滞金を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払うものとする。

（疑義の決定）

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、そのつど甲、乙の協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県企業管理者 印

乙 住 所
氏 名 印

配水管等工事費の負担に関する契約書

山形県企業局 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、工業用水供給契約に基づき、甲が実施する配水管等工事に要する費用の負担に関して、次のとおり契約を締結する。

(工事費の負担)

第1条 乙の工業用水給水申し込みに伴う甲の配水管等工事に要する費用は、 円 (消費税等相当額円を含む) とする。

2 乙は、工業用水供給契約書のとおり契約することを条件として、前項の費用負担がないものとする。

(違約金)

第2条 乙が甲に工業用水供給契約書の水量未達の申し込みを行い、甲がこれを承認する場合 (、又は、乙が工業用水供給契約書に定める水量で申し込みを行わない場合) において、乙に工事負担金が発生する場合には、この工事負担金を違約金として、乙は甲に支払うものとする。

(疑義の決定)

第3条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、そのつど甲、乙の協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県企業管理者 印

乙 住 所
氏 名 印

[配水管等工事費の負担に関する契約書の添付資料]

1. 乙の基本使用水量(契約水量) ○○○○m³/日

2. 甲の妥当投資額

$\text{妥当投資額} = \frac{\text{増加する年効用}^{\ast 1} - \text{増加する年経費}^{\ast 2}}{(\text{利子率}^{\ast 3} + \text{減価償却率}^{\ast 4}) (1 + \text{建設利息率}^{\ast 5})} \dots \textcircled{1}$
--

※1 増加する年効用：増加する年間料金収入

(基本使用単価×契約水量m³/日×365日)

※2 増加する年経費：増加する年間の維持管理費

(減価償却費、支払利息等を除く施設の維持管理費)

※3 利子率：銀行の定期預金等の金利

※4 減価償却率：原則として0.1(投資額の料金回収期間10年)

※5 建設利息率：0.4×利子率×工期(年)

3. 配水管等工事に要する費用 ○○○○○○円(消費税抜)・・・②

内訳 調査設計委託費 ○○○○○○円(消費税抜)

工事費 ○○○○○○円(消費税抜)

4. 乙の工事負担金 ○○○○○○円 (②—①) ×消費税等相当額

工業用水供給契約書

山形県企業局（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、山形県〇〇〇工業用水の供給に関して、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 山形県〇〇〇工業用水道事業からの工業用水の供給は、山形県工業用水道料金徴収条例及び山形県工業用水道供給規程に定めるほか、この契約の定めるところによる。

（供給施設名）

第 2 条 甲が乙に供給する施設名は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

（供給場所）

第 3 条 甲が乙に供給する場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

（基本使用水量）

第 4 条 乙の基本使用水量(契約水量)は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（目途）から〇〇〇〇m³/日とする。

（施工及び維持管理）

第 5 条 この契約に伴い甲が実施する配水管工事の施工及び維持管理は、官民境界までとする。ただし、乙が官民境界から 1m 以内に乙の用地内に制水弁を設ける場合には、その 1 次側フランジに接続する管までを配水管として、甲の施工及び維持管理とする。

（配水管の仕様）

第 6 条 甲は、第 4 条の基本使用水量(契約水量)を基本に、配水管末における水圧を 0.05MPa 以上として配水管の管径等の仕様を決定する。

（配水管等工事の費用負担）

第 7 条 甲と乙は、甲が実施する配水管等工事の費用負担に関する契約を別途締結するものとする。

（工事負担金の取扱い）

第 8 条 乙が甲に第 4 条の基本使用水量(契約水量)を超える申し込みを行い、甲がこれを承認する場合、かつ、前条で乙が工事負担金を負担した場合において、甲は乙に工事負担金を還付しないものとする。

（違約金）

第 9 条 乙が甲に第 4 条の基本使用水量(契約水量)未満の申し込みを行い、甲がこれを承認する場合、かつ、第 7 条における乙の工事負担金に差額が発生する場合には、乙は甲にその差額分を違約金として支払うものとする。

(量水器等の承認)

第 10 条 乙は、甲の配水管に接続する乙の量水器までの施設を新設、増設、改造、修繕、又は撤去の工事を施行するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、受水槽を設置するものとし、新設、増設、改造、又は撤去の工事を施行するときは、甲の承認を受けるものとする。

(量水器等の仕様)

第 11 条 乙は、乙の用地内において甲の検針が容易な場所に、計量法に適合した量水器を設置するものとする。基本使用水量(契約水量)が 300 m³/日以上の場合には、超過流量積算付きの量水器を選定し、その設定について甲の承認及び確認を得るものとする。

2 受水槽の容量、流入制御等の仕様については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(調査協力)

第 12 条 乙は、甲が実施する工業用水道事業のために必要な調査等に関し協力するものとする。

(補 則)

第 13 条 この契約に伴う乙の必要な手続きやその他施設の構造等は、甲が別に定めた工業用水の使用の手引きによるものとする。

2 この契約に定める事項に関し、疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山形県松波二丁目 8 番 1 号
山形県企業管理者 〇〇 〇〇

乙

工業用水供給契約書

山形県企業局（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、山形県〇〇〇工業用水の供給に関して、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 山形県〇〇〇工業用水道事業からの工業用水の供給は、山形県工業用水道料金徴収条例及び山形県工業用水道供給規程に定めるほか、この契約の定めるところによる。

（供給施設名）

第 2 条 甲が乙に供給する施設名は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

（供給場所）

第 3 条 甲が乙に供給する場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

（基本使用水量）

第 4 条 乙の基本使用水量(契約水量)は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（目途）から下記のとおりとする。

年度					
基本使用水量(m ³ /日)					

（施工及び維持管理）

第 5 条 この契約に伴い甲が実施する配水管工事の施工及び維持管理は、官民境界までとする。ただし、乙が官民境界から 1m 以内に乙の用地内に制水弁を設ける場合には、その 1 次側フランジに接続する管までを配水管として、甲の施工及び維持管理とする。

（配水管の仕様）

第 6 条 甲は、第 4 条の基本使用水量(契約水量)を基本に、配水管末における水圧を 0.05MPa 以上として配水管の管径等の仕様を決定する。

（配水管等工事の費用負担）

第 7 条 甲と乙は、甲が実施する配水管等工事の費用負担に関する契約を別途締結するものとする。

（工事負担金の取扱い）

第 8 条 乙が甲に、第 4 条の基本使用水量(契約水量)を超える申し込みを行い、甲がこれを承認する場合、かつ、前条で乙が工事負担金を負担した場合において、甲は乙に工事負担金を還付しないものとする。

(違約金)

第9条 乙が甲に、第4条の基本使用水量(契約水量)未満の申し込みを行い、甲がこれを承認する場合、又は、第4条の基本使用水量で申し込みを行わない場合において、第7条における乙の工事負担金に差額が発生する場合には、乙は甲にその差額分を違約金として支払うものとする。

(量水器等の承認)

第10条 乙は、甲の配水管に接続する乙の量水器までの施設を新設、増設、改造、修繕、又は撤去の工事を施行するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、受水槽を設置するものとし、新設、増設、改造、又は撤去の工事を施行するときは、甲の承認を受けるものとする。

(量水器等の仕様)

第11条 乙は、乙の用地内において甲の検針が容易な場所に、計量法に適合した量水器を設置するものとする。将来計画を含めて基本使用水量(契約水量)が 300 m³ /日以上の場合には、超過流量積算付きの量水器を選定し、その設定について甲の承認及び確認を得るものとする。

2 受水槽の容量、流入制御等の仕様については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(調査協力)

第12条 乙は、甲が実施する工業用水道事業のために必要な調査等に関し協力するものとする。

(補 則)

第13条 この契約に伴う乙の必要な手続きやその他施設の構造等は、甲が別に定めた工業用水の使用の手引きによるものとする。

2 この契約に定める事項に関し、疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山形県松波二丁目8番1号
山形県企業管理者 〇〇 〇〇

乙